

平成21年4月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(ワ)第16829号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成21年2月27日

判 決

原告

原告

同訴訟代理人弁護士

同

被告

荒井哲朗

白井晶子

被告

被告

宮内

被告

被告

石田

被告

被告

相原

上記3名訴訟代理人弁護士

同

主 文

- 1 被告らは連帯して、原告に対し、金660万円及びこれに対する平成20年7月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 4 この判決は、原告の勝訴部分に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、分離前相被告アセットマネジメント株式会社（以下「破産会社」と）の「貴金属スポット保証金取引」と称する取引の保証金名目で破産会社に対して金銭を預け入れた原告が、同取引は賭博に該当する詐欺的なものであるなどとして、破産会社の担当者として原告を同取引に勧誘したり、保証金名目で金員を振り込ませた被告石田■■■■（以下「被告石田」）及び被告相原■■■■（以下「被告相原」）並びにその代表者である被告宮内■■■■（以下「被告宮内」）に対し、民法709条及び719条（被告宮内については予備的に会社法429条1項）に基づき、連帯して、損害額720万円（保証金名目で振り込んだ600万円、慰謝料60万円、弁護士費用相当額60万円の合計額）及びこれに対する本訴状送達の日最終日の翌日である平成20年7月3日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うよう求めている事案である。

#### 1 争いが無い事実等

- (1) 破産会社は、顧客との間で「貴金属スポット保証金取引」と称する取引を行うことを業としていた株式会社であり、平成20年7月4日に東京地方裁判所から破産手続開始の決定を受けた。
- (2) 被告宮内は、平成19年10月1日から破産会社につき破産手続開始決定がなされるまでの間、同社の代表取締役であり、被告石田は、同社の営業部門の統括者として、営業担当者が新規に獲得した顧客から振り込まれる委託保証金の入金確認等の業務を担当し（甲6号証、弁論の全趣旨）、被告相原は、平成18年9月から平成20年3月まで、同社の営業部員として新規顧客の獲得のために勧誘の電話などをしてきた（乙7号証）。
- (3) 原告は、昭和39年■■■■月生まれで、高校を卒業後、工場で働き、結婚後も同様に働いていたが、平成18年ころリストラにあい、平成19年10月17日ころは専業主婦をしていた。同日、原告は、破産会社から電話で金の取引について勧誘を受け、翌18日、被告石田から、「貴金属スポット保証金取引」と称する取引（以下「本件取引」）であることを説明され、改めて勧誘を

受けた。

- (4) 同月22日、被告相原が原告宅を訪ねてきて、原告に対し、「貴金属スポット保証金取引」のパンフレットを示しながら説明した上、口座開設申込書等への署名押印を求めた。原告は、これらの書類に署名押印をした後、被告相原とともに、りそな銀行甲府支店に赴き、破産会社に対して150万円を振り込んで本件取引を開始した（以下「本件契約」、甲2号証の1）。
- (5) その後、同月30日、被告石田から原告に対して電話があり、「金が急に上がって損失が出た。」などとの話があったため、原告は、国債を解約した上、破産会社に対してさらに150万円を振り込んだ（甲2号証の2）。また、同年11月5日には、破産会社の野口某から、金が高騰したので両建をした方がよい、至急300万円が必要だなどといわれ、破産会社に対して、同日に200万円を、翌6日に100万円を、それぞれ振り込んだ（甲2号証の3、4）。これにより、原告が保証金名目で破産会社に振り込んだ金額は合計600万円となった（甲6号証）。
- (6) 原告は、同年11月12日、破産会社のトクナガ某に対して本件取引を決済して終了させたいと申し入れたが、同人から、「金より銀の方が値動きがよいので、銀をやりましょう。」と勧められ、強引に銀の取引を名目とするものになり換えさせられた。
- (7) ところが、同月25日、トクナガから原告に対して、銀が下落したのもっと資金を出せないかとの連絡があった。原告は、もう資産がないので取引の終了を求めたが、決済してもらえず、平成20年4月1日になってようやく取引を終了した（甲6号証）。原告は、破産会社から、保証金の残金は118万円であると報告を受けたが、その後も返金してもらえず、同年5月29日に破産会社が強制捜査を受け、結局、返金がないまま経過している。
- (8) 原告が保証金名目で金銭を差し入れた本件取引は、ロンドン渡しの金の現物100トロイオンス（1トロイオンスは31.1035グラム）を1取引単位と

して、顧客が破産会社に対し最低取引単位当たり50万円の「委託保証金」（初回は100万円以上）を預託して金の売買をしたのと同様の地位を取得した後、任意の時点で反対の取引（差金決済取引）をすることによって生じる計算上の差損益について差金を授受するというものであり、顧客には金1枚の取引当たり5000円の手数料及び消費税がかかる（甲1号証）。また、本件取引における差金決済の指標である「ロンドンスポット市場の金現物価格」及び「米国ドルと円との為替レート」は、金取引業者らで決済されるロンドンスポット市場の金現物の実勢価格及びインターバンク市場における為替レートの数値を参考に、破産会社が設定し、また、顧客が建玉をすることで生じる「金利」と称するスワップポイントも、破産会社が設定するものであった。

## 2 争点及び当事者の主張

### (1) 争点1（本件取引の違法性）

#### （原告の主張）

##### ア 賭博等に該当する違法な取引である

(ア) 本件取引は、金相場及び為替相場の変動という顧客にも破産会社にも支配できない偶然の事情を参考として設定される差金決済指標によって財物の得喪を争う行為であって、刑法上の賭博罪、常習賭博罪、賭博場開帳凶利罪に該当するものとして違法である。

(イ) 本件取引は、相場による賭博行為を禁止している商品取引所法329条や証券取引法201条の趣旨に反するものとして違法である。

(ウ) 本件取引は、金融商品取引に関するいかなる許可も免許も登録もない破産会社が、私設市場も開設せず、自社のみを「1人市場」、「1人取引所」として「取引」を行うものであるから、商品取引所法6条の「商品市場類似施設の開設禁止」の趣旨に反するものとして違法である。

(エ) 本件取引は、のみ行為を禁止している商品取引所法212条や、委託者

の利益の保護等を図ろうとする証券取引法129条の趣旨に反するものとして違法である。

イ 詐欺的で違法な取引である

本件取引は、顧客と破産会社との相対取引であって、賭博の勝敗を決定する差金決済指標を破産会社が一定の範囲内で任意に設定しており、実際にはロンドンスポット市場への注文の取り次ぎなどはなされていないにもかかわらず、同市場への注文を取り次ぐ取引であるかのように顧客を誤信させるため、その約款等には、「委託」保証金、「委託」手数料、「市場」、「取引所」などの用語が意図的に用いられており、詐欺的な取引である。

(被告らの主張)

本件取引は、特定商取引に関する法律施行令(昭和51年政令第295号)3条3項、別表第三の21ロ「物品についてあらかじめ約定する価格と将来の一定の時期における現実の当該物品の価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引」であり、「当該取引の決済に必要な金銭の預託を受けるもの」に当たるから、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)2条4項にいう「指定役務」に該当するものであり、賭博に当たる取引としての違法性は阻却される。

(2) 争点2 (被告らの責任)

(原告の主張)

ア 被告宮内、被告石田及び被告相原は、破産会社の代表者や従業員として、取引自体が公序良俗に反する違法なものであることを知りつつ、共謀の上、あたかも適法な公認された取引であるかのように装い、原告を誤信させ、前記の違法な取引をするよう勧誘したものであるから、民法709条及び719条に基づき、その勧誘等によって原告に生じた損害を共同して賠償する責任を負う。なお、被告宮内は、破産会社の代表取締役として同社の営業が適法なものとなるよう業務を執行すべきであったのに、あえて違法

な営業を行うよう同社を運営して原告に損害を与えたものであるから、会社法429条1項に基づく責任をも負う。

イ また、被告らは共謀の上、被告相原及び被告石田において原告に対してあたかもロンドンスポット市場への注文を取り次ぐ取引であるかのように誤信させるため、次のような虚言を弄し、原告をそのように信じ込ませて委託保証金名目で金員を騙し取ったものであるから、民法709条及び719条に基づき、原告に生じた損害を共同して賠償する責任を負う。

ア) 本件取引は、前記のとおり、顧客と破産会社との相対取引であり、破産会社と原告の利益は相反するものであることを認識していたにもかかわらず、被告相原は、被告宮内や被告石田らの指示を受けて、平成19年10月17日、原告に対し、「金はこれから必ず下がるから損はないですよ。」、「分別保管しているので大丈夫」などと申し向けて本件取引を勧誘し、原告をそのように誤信させて破産会社との間で本件契約を締結させ、前記のとおり、同日、保証金名目で150万円を破産会社に交付させて、原告を本件取引に引き込んだものである。

イ) 被告石田は、被告相原から原告の担当を引き継ぎ、本件取引が顧客と破産会社との相対取引であり、破産会社と原告の利益は相反するものであることを認識していたにもかかわらず、「これから下がってくるので大丈夫。一時的なものだから、今は『ナンピン』をしておけば大丈夫」、「今入れないと、お金が戻ってきません」などといって原告を欺罔し、同月30日、原告に150万円を振り込ませた(甲2号証の2)。

ウ) 原告は、その後、破産会社の担当者から至急300万円が必要だなどといわれ、同年11月5日に200万円を、翌6日にも100万円を振り込み(甲2号証の3、4)、合計600万円を破産会社に送金した。

(被告宮内及び被告石田の主張)

いずれも否認ないし争う。

(被告相原の主張)

被告相原が原告に対して平成19年10月17日に本件取引を勧誘したことは認めるが、その余の事実は否認し、違法であるとの主張は争う。

(3) 争点3 (過失相殺の可否)

(被告宮内及び被告石田の主張)

ア 原告は、自由な意思に基づいて破産会社との間で本件取引に関する契約を締結したものであり、破産会社やその従業員らが原告に対して本件取引を行うよう強制したことは一度もない。原告に損害が生じたとしても、原告の自由意思に基づくものであるから、自己責任を免れず、原告に過失があることは明らかである。

イ 原告は、破産会社と本件契約を締結した後においても、いつでも建玉を決済して取引を終了することができたにもかかわらず、平成20年6月7日まで、本件取引を任意の意思に基づいて継続していたものであり、それまでの間になされた追加委託保証金の振込等にも過失があるというべきである。

ウ しかも、原告は、同日、破産会社に対し、自らの意思に基づいて保証金残額が118万6072円であることを確認するとともに、これ以外に債権債務がないことを確認したのであるから(乙1号証)、本件において原告にも大きな過失が存在することは明らかである。したがって、そのような事情は過失相殺の対象として斟酌されるべきである。

(原告の主張)

ア 破産会社や被告らは、違法な詐欺的取引を業として行い、自らの利益を図るため、原告の無知につけ込んで原告を本件取引に引き込み、委託保証金名目で金員を振り込ませ、原告に損害を与えたものである。

イ ところで、過失相殺の制度は、損害の公平な分担を図るものであるところ、仮に、本件で原告に何らかの過失があるとして、これに過失相殺を適

用して破産会社の責任を軽減するならば、破産会社の詐欺的な違法行為を助長する結果になるから、到底容認することはできない。

ウ そして、被告宮内はそのような破産会社を経営し、また、被告らは、そのような違法行為を行うことを共謀し、原告に虚言を申し向けるなどして損害を与えたものであるから、その悪質性にかんがみ、過失相殺が認められるべきではない。

### 第3 当裁判所の判断

1 本件取引の内容は、前記「争いがない事実等」の(8)に記載のとおりであって、「貴金属スポット保証金取引」と称してはいるものの、実際にロンドン渡しの貴金属の現物取引やスポット取引を前提としているものではなく、破産会社が「ロンドンスポット市場の金現物価格」及び「米国ドルと円との為替レート」を参考に決定した額を指標として、顧客である原告と破産会社との間で相対取引による差金決済を行うものである。そして、その前提とされるロンドンスポット市場における金現物の実勢価格も、米国ドルと円との為替レートも、原告はもとより、破産会社においても、これを予見することができないものであるから、原告と破産会社との利益の得喪は、その意思によって支配することができない偶然の事情によって左右されるものといわざるを得ない。そうすると、本件取引は、一種のゲームによって利益の得喪を生じさせるものであって、賭博行為に類するものといえることができる。したがって、原告と破産会社との本件契約は、そのような賭博行為を行うことを内容とする契約であるから、それ自体、違法なものというべきである。

2 もともと、被告らは、本件取引は特定商取引法や同法施行令が定める「指定役務」に該当するものであり、賭博行為としての違法性は阻却されるなどと主張しているが、これらは、本件取引と同種の取引についてクーリング・オフ制度などを適用し、迅速かつ簡易な被害の回復を可能にしようとするものであって、そのような行為について違法性を阻却し、賭博行為に該当することを否定

しようとするものではないから、被告らの主張を採用することはできない。

3 しかも、被告宮内及び被告石田は、前記のとおり、本件取引が実態のない賭博的な取引であることを承知していたにもかかわらず、これを原告に説明せず、原告の誤信に乗じて、あたかもロンドン渡しの貴金属の現物取引やスポット取引を前提として実際に原告に損失が発生したかのように装って、原告から合計600万円の現金を詐取したものである。また、被告相原は、本件取引の内容がどのようなものであるかを十分に理解しないまま、原告に対し、実態のない賭博的な本件取引があたかも実体のある取引であるかのように説明して原告を誤信させ、本件取引に引き込み、原告に合計600万円の損害を生じさせる原因を作出したものである。したがって、被告らの上記勧誘行為等はそれ自体が詐欺的なものとして違法なものであって、被告らは、故意又は過失によって原告を違法な本件取引に引き込み、原告に600万円の損害を生じさせたものであるから、民法709条及び719条1項により共同不法行為責任を負うものというべきである。

4 なお、被告らは、過失相殺を主張しているが、前記のとおり、本件取引は破産会社が取引の外形を仮装し、自己の都合のいい時期に差金決済を行ったと称して原告に損害を与えたものであり、その実態は詐欺的な犯罪行為そのものであって、原告がそのような破産会社の意図や取引の仕組みについて十分な理解を持ち得なかったことはやむを得ないものと評価することができ、原告はいわば犯罪の被害者というべきものである。したがって、そのような本件において原告につき過失相殺をすることは相当ではないというべきであるから、この点の被告らの主張を採用することはできない。

5 これまでに認定し、説示してきたところによれば、原告は、被告らに対し、破産会社に振り込んだ600万円及び本件訴訟を進行するための弁護士費用60万円の合計660万円の損害賠償請求権及びこれに対する本訴状送達の日最終日の翌日である平成20年7月3日から支払済みまで民法所定の年5分の割合

による遅延損害金の支払請求権を有するものと認められる。

なお、本件のような経済的被害の回復を求める訴えでは、その経済的被害の回復を命じることで足りるというべきであるから、慰謝料60万円の請求については理由がないというべきである。

- 6 以上の次第で、原告の被告らに対する本件請求は、上記5の限度で理由があるから、その限度で認容し、その余は理由がないから棄却することとして、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、64条ただし書きを、仮執行の宣言につき同法259条1項を、それぞれ適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第23部

裁 判 官                      須      藤      典      明

これは正本である

平成21年4月10日

東京地方裁判所民事第23部

裁判所書記官 横山 敬





これは正本である

平成21年4月10日

東京地方裁判所民事第23部

裁判所書記官 横山 敬

